

奈良市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和3年3月31日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 山 本 憲 宥  
同 伊 藤 剛

奈 監 第 9 4 号  
令和3年3月30日

奈良市長 仲川元庸様  
奈良市議会議長 三浦教次様

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 山 本 憲 宥  
同 伊 藤 剛

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

環境部	リサイクル推進課 まち美化推進課 環境清美工場 クリーンセンター建設推進課
都市整備部	公園緑地課 開発指導課 建築指導課 住宅課
建設部	道路維持課（土木管理センターを含む。） 河川耕地課 営繕課
会計管理者	会計課
議会事務局	議会総務課、議事調査課
(企業局)	
経営部	企業財務課
事業部	水道計画課 水道工務課 送配水管理センター（水質管理室を含む。）

## 2 監査期間

令和3年1月13日から令和3年3月25日まで

## 3 監査方法

令和2年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和2年11月末日現在（企業局については、同年12月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で監査を実施した。

## 4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

### 環境部

#### リサイクル推進課

施設修繕料全件（4件）について関係書類を査閲したところ、全件において施設修繕台帳が作成されていなかった。また、修繕作業の着手前、作業中及び完了後の写真を徴取していない事例が1件あった。

平成31年3月29日付け奈会号外通知「施設修繕料の事務処理について」に基づき施設修繕台帳を作成し、必要書類の有無を確認した上で、施設修繕料を執行されたい。

#### 【意見】

公用車（業務用車）の運転報告書を査閲したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 1日の使用で走行距離が450キロメートルを記録していた。

イ 燃費に大きなばらつきがあった。

ウ 給油をしているが、給油日、走行キロ数及び運転者名が記載されていなかった。

奈良市公用車管理規則（昭和47年奈良市規則第30号）第18条には、運転者は運転報告書を翌日の公用車使用時まで、公用車管理者に提出しなけ

ればならないと規定されている。

公用車の不正使用や燃料の不正給油についての疑義が生じることがないよう、公用車管理者は、日頃から運転報告書に記載の走行キロ数と実車両の走行距離メーターの表示数とを、また、運転報告書に記載の給油量、給油日及び運転者名と給油伝票の給油情報とを突合することにより確認するなど、提出された運転報告書に記載されている情報の正確さを担保するよう努められたい。

## 都市整備部

### 公園緑地課

#### 【意見】

公園整備工事において、見積り合わせ通知書受領票に、見積り合わせに参加する業者名が全者記載されており、通知書を受け取りに来た業者が他の参加業者を把握できる状態になっていた。

このような状態では業者同士で見積金額の調整が行われるおそれがあるため、受領票に他の参加業者名を記載しないようにされたい。

### 住宅課

市営住宅の同一棟内における共用部床の修繕について、階やエリアごとに、各々予定価格 20 万円以上 50 万円未満の修繕 6 件を、約 3 週間の間に、同一業者と地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号による随意契約で実施していた。

これらの修繕について、添付されている写真を見る限り、別々に発注する必要性はないと判断される。

また、市営住宅の同一の空き部屋等における浴室、照明、畳、便所、床等の各設備の修繕を、各々 20 万円を超えない程度の契約金額で同一業者と別々に随意契約で実施している事例が多数あった。中には、合計すると 200 万円を超えるものも見受けられた。

これらの修繕について、書類上、施工日は別々になっているが、添付されている写真を見ると、時系列に矛盾があり、同時に施工したと判断される。

これらは、競争入札を避けるための分割発注と思われるので、厳に慎まれたい。

(企業局)

経営部

企業財務課

## 【報告】

公営企業会計システムプロトタイプ開発業務委託（以下「開発業務委託」という。）及び公営企業会計システムプロトタイプ導入委託（以下「導入委託」という。）の一連の委託契約（以下「本件契約」という。）について、以下のような事実関係が見受けられた。

開発業務委託は、県域水道一体化の動きに合わせて、現在、各市町村でそれぞれ使われている公営企業会計システムとそのデータを統合するため、プロトタイプ<sup>(注)</sup>としてのソフト開発を行うことを目的として、令和2年4月9日に県内業者に委託された。

業者選定にあたっては、予定価格が20万円以上50万円以下のため、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第1号により随意契約しており、契約時の見積書については1者のみ徴されていた。

業者選定理由としては、Webシステムの開発実績が豊富であることや、プロトタイプの開発であるため、県内に開発拠点があり、開発プロセスを通じて十分な議論ができることを挙げている。

一方、導入委託は、開発業務委託での業者の技量を確認した上で、本格的に開発・導入を進めるよう委託したものである。開発業務委託で初期メニュー画面、伝票検索及び作成画面等の開発を行っており、その関連で残りの業務を完成させる目的で、開発時間の短縮や費用の削減ができることから競争入札に付することが不利と認められることを理由に、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号により令和2年9月8日に同一業者と随意契約を締結していた。

以上が、今回の定期監査の過程で把握した事実であるが、令和3年3月12日に本件契約に関する住民監査請求が提出されたため、定期監査結果については住民監査請求監査に委ねることとする。

(注) プロトタイプとは、実際の稼働までに問題点の洗い出しや動作の検証、確認を行い、改良を加えることで完成させるための試作版のこと。

## 事業部

### 水道計画課

水道管破裂修繕工事に伴う事故原因者負担金の未収金において、催告は行われていたものの督促は行われていなかった。

督促は、時効の更新の効力を有する重要な行為であることから、奈良市債権管理条例（平成25年奈良市条例第11号）第6条及び奈良市債権管理条例施行規則（平成25年奈良市規則第27号）第3条の規定に基づき漏れなく行

い、適正に債権管理を行われたい。

水道計画課 送配水管理センター（水質管理室を含む。）

【意見】

水道管破裂修繕工事に伴う事故原因者負担金の未収金において、消滅時効を理由に不納欠損処分を行っているが、債権放棄せずに簿外で管理している私債権が、水道計画課で 196 件 4,995,277 円、送配水管理センターで 1 件 12,104 円あった。また、給水装置修繕料金の未収金においても、簿外で管理している私債権が水道計画課で 28 件 273,115 円あった。

不納欠損処分は、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示するもので、決算に反映される会計上の取扱いであるが、私債権の場合、単に消滅時効を迎えただけでは不納欠損処分はできず、時効の援用あるいは債権放棄の手続を経なければならないことから、現状の取扱いは不適切である。

また、現状の簿外債権を管理し続けることにより、以下のような問題が生じるおそれがあり、現在の状況は不適切といえる。

ア 管理コストが発生する。

イ 不納欠損処分を行っていない未収金については決算上公開されている。一方、簿外債権については決算上公開されておらず、不正又は誤びゅうを防止するための内部けん制が働きにくい。

ウ 未収金の収納について、不正又は誤びゅうがあった場合、上記の理由から、事実が顕在化しにくく、原因究明に時間を要する。

エ 決算上の未収金残高と簿外債権を含む未収金残高の総額である実態とがかい離する。このことにより、内部統制上の不備が存在し、決算報告の信頼性が損なわれるという重大な問題が発生する。

これらのことを踏まえ、回収の可能性が極めて低いのであれば、今後は債権放棄の手続を行った上で不納欠損処分の意思決定を諮り、また、奈良市債権管理条例（平成 25 年奈良市条例第 11 号）第 11 条の規定に基づき、現在管理している簿外債権の債権放棄を行うことも含め、当該債権の管理のあり方について適切に判断されたい。

送配水管理センター（水質管理室を含む。）

平城西配水池更新工事（平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 か年継続事業）において、平成 30 年度及び令和元年度の工事の出来高に応じた部分払

金の算定方法に誤りがあり、本来より少なく支払っていた。

この要因は、平成 30 年度分については、前払金を支払っている場合、工事請負契約書第 41 条第 2 項の規定により、出来高金額の 9 割(注)から出来高金額に前払率を乗じた額を控除して得られた額を基に部分払金が算定されるが、出来高金額の 9 割から、誤って前払金の全額を控除していたことによるものであった。また、令和元年度分については、平成 30 年度から令和元年度への通次繰越額を令和元年度分の支払限度額として考慮していなかったことによるものであった。

部分払金は、工事請負契約書の規定及び予算措置の状況に基づき適正に算定し、支払われたい。

(注) 工事は全部の履行が完了して初めて契約の目的が達成されるものであり、当該出来高部分が完了しても工事の一部ができあがったに過ぎず、契約の目的としては未だ達成されていないため支払の 1 割を留保するもの。